

第二十四回国会
衆議院

国土総合開発特別委員会議録第十二号

昭和三十一年三月二十八日(水曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 廣川 弘輝君

理事 志賀健次郎君 理事 篠田 弘作君

理事 海田 美朝君 理事 松浦周太郎君

理事 松田 鐵藏君 理事 竹谷源太郎君

理事 渡邊 惣藏君

理事 榎本 康子郎君 川村善八郎君

理事 笹山茂太郎君 首藤 新八君

理事 瀬戸山三男君 南條 徳男君

理事 橋本 龍伍君 本名 武君

理事 渡邊 良夫君 北山 愛郎君

理事 小平 忠君 芳賀 貢君

理事 門司 亮君 森 三樹二君

理事 岡田 春夫君

出席國務大臣

國務大臣 正力松太郎君

出席府委員

北海道開発 白波瀨米吉君

政務次官

北海道開発 田上 辰雄君

北庁次長

北原益太郎君

總理府事務官

桑原 幸信君

北海道開発

大藏事務官

加治木俊道君

金融課長

三月二十七日

委員伊藤新一君辞任につき、その補

欠として首藤新八君が議長の指名で

第二類第五号 国土総合開発特別委員會議録第十二号 昭和三十一年三月二十八日

委員に選任された。

本日の會議に付した案件

北海道開発公庫法案(内閣提出第六三三)

○廣川委員長 それでは會議を開きます。

北海道開発公庫法案を議題とし、前に引き続き質疑を続行いたします。質疑は通告順にこれを許します。岡田春夫君。

○岡田委員 二、三お伺いをいたしますが、私の伺いたい点は、前の多くの議員の質問に重複する点があると思ひます。それは答弁が悪いからわれわれ納得できないので、勢い重複せざるを得ないわけなのであります。その点は一つ御了解を願つて、きょうははつきりと御答弁を願ひたいと思ひます。もう一つは、私は北海道開発審議会の委員じゃありません。従つて私が審議会の模様を調べるためには、速記録によらざるを得ないわけですが、この配付になつております速記録というのは、われわれ信用してもいいものであるかどうか。たとえば桑原経済課長もいろいろ答弁をされておりますが、ここにいろいろと書かれていふことについて、信憑性があるものとわれわれ信じております。この点は間違いないだらうと思ひますけれども、まず第一に念を押しておきたいと思ひます。これはむしろ一つ次長から御説明願つておきたいと思ひます。

○田上政府委員 審議会の速記は、印刷して開發庁の方で將來の參考資料として準備をいたしております。しかしながら、これは速記なのでありまして、間々字句の誤り等もあつてなつて発見いたすことがございます。また審議の討論の内容におきまして、審議の性質上、相当自由な討論をいたしておりますので、どういふ点を念をお押しになりますか、事柄をおあげになつた上で、それについての説明はできると思ひますが、事前に一字一句その信憑性を念をお押しになりまして、絶括的に絶対にそれで間違いないと断言するわけには参りません。速記でございますから、申したことを書いてあるはずでございます。その点は大体信用していただいていいと思ひますが、事柄によりまして、万全の速記であるとも断言いたしかねますので、具体的におあげになつた上で、その点につきまして説明させていただきますと思ひます。

○岡田委員 それではあとで伺つて参りたいと思ひます。速記ですから、一字一句まで全然間違いないといふことは言えないにしても、少くとも話をされたことの正反對の趣旨が書いてあるとは私は考えられないのです。大体そういう意味で了承いたしましたして、進めて参りたいと思ひます。

まず第一点は大臣に伺ひたいので、すけれども、この法案が提出されるまでに法案の内容が実は再三變つていふようであります。今度ここに提出され

ました法案が、いろいろな経過をたどつてどういふ結論に到達してお出しになつた限りにあつて、当初の第一次案や第二次案から見ても、この法案が政府としては最上のものであるとして御提出になつたのであるかどうか、この点をまず伺ひたいと思ひます。

○正力國務大臣 最善とは言えないかもしれませんが、いろいろと考えた結果、この方が一番よいと思つて出したのであります。

○岡田委員 前の案よりもいいというお考えからすると、この前の案、政府に出す直前の案では、資本金が百億圓になつてゐる。ところが提出されたこの法案によると、資本金は十億圓であります。百億圓よりも十億圓の方がいいというお考えによつてお出しになつたのであります。

○正力國務大臣 あまり話がはつきりしておつてちよつと答弁に苦しみますが、北海道としては一つでもよい金を受け取つた方がいいのです。ただ遺憾ながら、政府の折衝の結果、減らされたことは残念に思つております。

○岡田委員 資本金が十億圓になつたことは残念だとお考えならば、幾らならばいいのですか。

「多々ますます弁す」と呼ぶ者あり。

○正力國務大臣 その通りです。たくさんあればいいのです。ただ國家の予算の關係があるものですから、減らされたことは非常に残念に思ひます。

○岡田委員 たくさんあればいいというお話ですが、あなたも御承知のように、國にはやはり一つの予算の体系があつて、その簡単にたくさん出すわけにいかない。しかも、どれだけの資本金が要るかといふことには、何らかの科学的な基礎づけがなければならぬ。どれだけの産業計画があつて、その産業計画に基いてどれだけの資本金が要る。その資本金に対して開發公庫としてはどれだけの資本金を作ればいい、という一つの基礎づけが私はない、なければならないと思ひますが、そういう基礎づけの上になつて、この開發公庫法案は出されたのであります。すか、そういう基礎づけがあつたのですか。なかつたのですか、あるいは腰だめだつたのですか、見当ですか。

○正力國務大臣 先ほど申し上げました通りに、金が足りないといふことは、実は私は根本的にこの案に不満なんです。私はもっと大きな考えで、大きな金をほしかつたけれども、それができなかったから、こういう小さいことになつてしまつた。従つて、小さくなつても、少なければ少いだけに応じ、やはりちゃんと計画は立てております。それでなければ有意義じゃありません。ただその計画の見方によつて、意見の相違といふ点が出てくるかもしれません。

○岡田委員 多ければ多いほどいいというお話であります。一体どれだけの大臣はお考えになつておつたのですか、その点を伺ひたい。

○岡田委員 多ければ多いほどいいというお話ですが、一体どれだけの大臣はお考えになつておつたのですか、その点を伺ひたい。

○正力国務大臣 私は、実は今までの経過のほかに、別に少くとも百億の会社を作ろうと考えていたのです。私の一つのプランだけでも……

○岡田委員 会社ですか公庫ですか。○正力国務大臣 いや、公庫じゃない、会社です。だから、公庫からたくさん借りられればいいのです。公庫もたくさんとればいいのです。しかし、こんな十億の金じゃ、私の計画もだめになってしまいました。残念に思っております。

○岡田委員 あなたの計画でいう会社というのは、道路会社を意味しますか。○正力国務大臣 そうです。

○岡田委員 それをなぜお出しにならないのです。○正力国務大臣 ところが、金が少ければ、出したってできぬことでだめです。

○岡田委員 それは自民党にたいぶ縛りつけられて、そういうことになったのですか。その点はいかがなんでしょう。経過を伺いたい。

○正力国務大臣 別に自民党に縛られたわけではありませんが、大蔵省から金が出ないので、仕方がない。

○岡田委員 こういう抽象的なことを伺っていてもしょうがありません。それで、政府が正式に国会に提出する以前、法案を見ると、正力国務大臣の名前において、答申に対する回答として出している法案がございます。この法案を見ると、たとえば第四条において「公庫の資本金は、百億円とする。ただし、国会の議決を経て、その資本金を増加することができる。」このように明記してあります。今度の法案を見ると、国会の議決を得てその資本金

を増加することができるという点は落してあります。このことは、後の二つを比較した限りにおいて、今後国会において十億円の資本金を増資する考えを、開発庁としては放棄されたものではないかと考えるのですが、この明記した点を落した理由について一つ伺いたいと思います。

第二の点は、十億円というのは、第一年度の今年次だけ——その他の資金八十億円です。やるといことは、第一年度だけを考えているものであるか、今後ともこの公庫法案の資本金でやっていくというお考えであるのか、この点を伺いたいと思います。

○田上政府委員 第一段のお尋ねの、前の法案にありましたような、国会の議決を得て資本金を増加することができるとい案を落したしたのは、決して実質的に十億の資本金を増加する必要があるという意味ではないのであります。これは、国会の議決を経て増加することができるとい条文があつても、なくても、国会の議決を経まして将来増加していくことができるから、不要な条文だとしてこれを落したにすぎないのであります。従つて、第二段の御質問であります十億円の資本金を、将来とも十億円で続けていくのかという御質問に對しまして、同じ趣旨から、この十億円をさらに将来ふやしていく必要があると、また、ぜひふやしていきたいという念願を持っておるのでございます。十億円は御承知の通り資本金でありまして、債券発行はこれの二十倍を認められておりますので、債券発行額は二百億円、こういうことになっておるのでござい

ます。これらにつきましても、将来、現在の十億円でも、運用資金はこの規定によつて、ただいま申しましたような限度までふやしていくことができるわけでありまして、しかしながら、資本金自体をさらに来年度以降にふやしていきたいと考えておるのでございます。十億円は本年度分の資本金だということと、予算折衝もいたしております。この金額はぜひ皆様の御協力を得まして将来増加して参りたい、こう考えておる次第でございます。

○岡田委員 そこで伺いたいのは、来年度から増資をしたい、こういうお考えのようでありまして、来年度においては、大体開発庁としては幾らに増資をしたいというお考えでありますか。

○田上政府委員 その点につきましては、たびたび申し上げますように、まだ本年度の八十億の運用の仕方も、具体的に全部きまつておるわけでもありませんし、それから第二次五カ年計画も、たびたび申し上げますように目下作成中でありまして、これが具体的にでき上らなければ、具体的に来年度どうふやしていくかということをお答えするわけには参らないのであります。ただ全体の見通しといたしまして、よく然としたお答えになります。十億円ではなくて、さらに北海道の開発のた

めには、相当大きな資金を要するといふ必要を感じておられますので、そういう意味で、当然来年度以降これをふやしていかなければならぬ、ということをお申し上げておるのでございます。

○岡田委員 先ほど債券発行限度二十倍というお話もありましたけれども、これは金融機関の事情から見れば、すぐに第一年度から債券の発行を二十倍

にするなどということとは、どうして不可能です。債券の発行ができるということにしても、二年なり三年なり、た

たなければ、本来ならば、民間の金融機関なら、これはできないことだと私は思ふ。公庫自身に信用がなければ、それはできないわけですね。そうすると、勢い資本金をふやしていかなければならぬ、ということに私はなると思ふ。そこで資本金をふやす目標とい

ますが、当初案においては百億円という案が出ております。途中で前後に

なりました。それは五倍まで五十億円、それから開発公庫案の第一次案、大蔵省に提出をしたときには、百億円を出してあります。一体資本金を幾らまで上げたかという一つの目標が、これは

開発庁としてはなればならないと思ふんですが、今後百億円にしたいというお考えなのか、二百億円にしたいというお考えなのか、三五百億円にしたいというお考えなのか。こういう点について、それは多ければ多いほどいい、という

ような抽象的な答弁でなくて、大体日本の経済状態、それから予算の状態、あるいはまた北海道の開発の現状から見て、最も妥当であると考えている資本金はどれくらいにしたいとお考え

であるか、この点は事務当局から一つ懇切なる御答弁を願いたい。

○田上政府委員 ただいまお答えいたしましたように、これは五カ年計画を確立いたしましたから具体的な数字を申し上げるべきであつて、この際でただいまの御要求に對しまして、具体的に数字をあげてお答えを申すわけにいか

ないと思ひます。

○岡田委員 しかし数字は出てゐるではありませんか。資本金百億円という当初案があるではありませんか。それは、これは妥当なものであるという判断ではなくて、当面の腰だめとしてお出しになったのですか、どうですか。

○正力国務大臣 実はわれわれどもは、今五カ年計画を出している案のほかに、もっと飛躍的に考へてゐるのであります。それはこの前もたびたび申し上げました通りに、北海道にアスファルト道路を作りたい、それからまた、さらにバス、トラックをもあわせてやりたいという考へもありまして、それから鉄道を何とか整備したい、こ

うことも考へておられますし、さらに進んでは、北海道の青函連絡の陸道を作ろうということまで考へてゐるのであります。そういうふうな大きくや

てくると、とても大きな資本が要るので、それは目下調査中でありまして、

○岡田委員 あなたは夢みたいなことをいつも言うけれども、あの陸道は十年かかるのですよ。それをあなたは五カ年で作るというのですか。そういうことまでお話しになって、非常にきれいでありますけれども、そんなことはできないのですよ。私はそういう事業をやるといふことは何と何とてい

るのではありません。その事業に對して資金はどうなるかということをおつたのです。あなたは私の質問に對して事業の計画をお話しになっただけで、その事業というものを、きわめて思ひつきで、断片的で、総合的でない正力構想でしかないので、しかし、そういう断片的なものではないのだと、あなたがお話しになるのなら、それだけの事業をやるのに、何ばの資金が要るかという

にすると、何ばの資金が要るかという

にすると、何ばの資金が要るかという

にすると、何ばの資金が要るかという

にすると、何ばの資金が要るかという

にすると、何ばの資金が要るかという

にすると、何ばの資金が要るかという

ことをおっしゃったらいけないで
すか。

○正力国務大臣 私は夢のようなこと
を言いませんよ。実現性の伴わないこと
を言いませんよ。礼を失していますよ。

○岡田委員 礼を失しているとおっ
しゃるなら、私は伺いましょう。第一

次五カ年計画の最終年次である三十一
年から、開発公庫法は実施されるわけ
です。この開発公庫法を資本金十億円
でやる。ことしの北海道の開発の場合
において、それじゃ産業計画を立て
て、どれだけの資金が必要か、その資
金の上に立って十億円が必要なんだと
いう、具体的な数字をお話下さい。

○正力国務大臣 資本金十億というの
は、私の大構想に入っておりません。
ただ普通の五カ年計画の中に入ってい
るだけです。

○岡田委員 それでは十億円というこ
の法案は、あなたの構想の中に入って
いないのなら、これをどういう根拠に
立ってお出しになっているのですか。

○正力国務大臣 それは私の三大計画
を抜きにした、普通のいわゆる五年計
画のものであります。

○岡田委員 今第一次五カ年計画を
やっているのですが、あなたの言う普
通のとは、これを言うのですか。

○正力国務大臣 違います。つまり三
十一年度から五年計画を立てようとし
ております。それだから、それとは違
うと言うのです。私はもっと飛躍的な
考えです。しかし、あなたの言われる
夢じゃない。私は実現性のないことを
言いませんよ。

○岡田委員 私の伺っているのは、そ
んなことを言っているのではないの
だ。ことしは、どうするのだという

ことを伺っているのですよ。

○正力国務大臣 ことしは入ってい
ません。

○岡田委員 ことしは入っているの
ですよ。ことしから実施するのですよ。

○正力国務大臣 私の計画は入って
りません。

○岡田委員 十億円というのはことし
です。第二次五カ年計画じゃないので
す。第一次五カ年計画の最終年次にお
いて開発公庫をやるのです。第二次
五カ年計画というのは、三十一年から
やるのじゃない。来年からやるのです
よ。あなたは三十一年からやると、
さっき言われたけれども、間違ってい
るのですよ。

○正力国務大臣 それは三十二年であ
ります。三十一年というのは言い違い
であります。私の構想は、この計画の
中に入っておりません。しかし、私は
何とか来年度からやりたいと思いま
す。それについてはことしの十億とい
うのは関係ありません。こんなことじ
ゃ、できません。足りません。

○岡田委員 足りないのなら、どうす
るのですか。足りないのなら何ぼふ
すのですか。それをさっきから伺っ
ているのです。

○正力国務大臣 それだから、その計
画を今作っておくというのです。

○岡田委員 それでは伺います。第二
次五カ年計画はそれでいいとして、
ことしの場合はどうするのだと言っ
ておるのです。十億円が、果してことしの
開発計画に基く産業計画、資金計画、
これにマッチしたものであるかどうか
か、妥当なものであるかどうか、とい
うことを聞いているのだ。だから、こ
としは十億で十分だとおっしゃるの

すか、と言っているのです。

○田上政府委員 ことしの北海道開発
公庫の資本金の十億円は、たびたび申
し上げますように、第一次五カ年計画
とは別な事情によって、北海道開発公
庫を作りまして、必要な重要産業に長
期の資金を供給することがきわめて緊
要である、しかも、その動機の一つと
しては、北海道拓殖銀行が普通銀行に
なつて、特別な長期の資金を供給する
ことができなくなったので、北海道に
とつて特別な金融機関の設置が必要で
あるという要請から、これが長い間検
討されて、公庫案になったという
ことを申し上げておるのであります。

従つて、動機はそれでありまして、し
かしながら北海道開発公庫が本年でき
り上りまして、産業の開発を促進してい
くということは、当然に三十二年度か
ら起る第二次五カ年計画と密接な関連
を持つものであります。従つて、この
第二次五カ年計画の線に沿つたような
運営をしていきたい。しかも第二次
五カ年計画というのは、八月までに作
るわけでありまして、現在はまだ確立
されておらない。ただ見通しとして
、北海道の産業開発上、特に公庫が
活動していかなければならない分野と
いたしまして、十九条の各号に掲げた
事業を公庫が大いに促進していきたい
ということとこの案を提案しておる次
第であります。従つて、本年度十億円
の資金をもつて活動していきます公庫
は、第一次五カ年計画とは無関係であ
り、第二次五カ年計画とも直接は関連
しておらないために、本年度から出発
いたすのであります。将来の活動の
方向といたしましては、第二次五カ年
計画の線に沿つて進んでいくものだ、

こういうふうに御理解いただきたいと
思います。

○岡田委員 正力さんにはあとでまた
やりましょう。少し問題を深めて参り
ますが、大体八十億円の金を使うとい
うわけですから、この八十億円の
中、投資もやらなければならぬ。債務保
証もやらなければならぬ。債務保
証もやらなければならぬ。この割り
振りは大体どのくらいに分けておるの
ですか、この点を伺いたい。

○田上政府委員 業務方法書等におい
て、その機会に決定するわけでありま
すが、いわゆる出資につきましては、
二十一条の制限もあり、大体国の産業
特別会計からきます資金は、十億に限
られておるわけでありまして。従つて、
十億をもしまるまる出資に使うとい
うことになりまして、他の融資の金利と
いうものを相当上げなければならぬ
ような結果になります。一部融資を、
できるだけ低利にしたいという気持ち
がありますし、投資はそうたくさんはで
きない。せいぜい多く考えても、半分
というふうな出資になりまして、他は
融資の金利を下げる部分としてその方
に回す必要がある、大体そんな考え方
が常識であろうと思つてございま
す。従つて債務保証の場合は、二十一
条にありますように、出資をいたしま
すならば、その十億の中で、その出資
した分の残りの金額をこえることはで
きないわけでございます。かりに出資
を四億といたしました場合において
は、債務保証は六億の限度をこえるこ
とができません。五億にしますと、債務
保証も五億というふうなことになるの
でございます。その辺の見当を一応立
ておる程度でございます。また決

定はいたしております。

○岡田委員 田上政府委員に一つお願
いしておきますが、だいぶまだ質問を
したいことがありますが、要点だけ
を御答弁願つてけっこうであります。
ただいまの御答弁を伺つております
と、出資が半分として一億五億、それ
から債務保証はその残りですから五
億、融資の方は残り七十億、大体とい
うように、最高出資の面だけを考え
るなら、それを最高限度としてやり得
るというふうな御答弁であつたように
解釈をいたしますが、そういう御答弁
じゃないのですか。

○田上政府委員 少し違います。債務
保証につきましては、おそらく本年は
やらないであらうかと思つたのであり
ますが、とにかく債務保証の金額を、別
口としてワケをきめておく必要はない
のであります。従つて出資をかりに五
億といたしますれば、融資は七十
億、しかし事務費等の事業費、公庫自
体の運営上必要な金も入つておるわけ
ですから、その分はのけてまして、大体
七十四億を融資に回せるというふうな
ことになっております。しかし、これ
は大体のことを申し上げるわけであり
ます。具体的には、公庫ができ上りま
してから、これが決定されるわけであ
ります。

○岡田委員 そうすると、本年度は大
体において債務保証はやらぬ、従つ
て出資については大体五億、残額七
十五億のうち一億は事務費として使
つて、七十四億は融資の關係に使いた
い、大体というふうな御説明であつ
たと私は記憶していますが、その点は
わかりました。
そこで、昨日北山君の質問にあなた

は答えて、本年度における資金計画というものについて、大体三百億円の資金の需要量があるだろうと考えている、こういう意味の御答弁を述べたわけであります。今首をかしげておられますが、あの三百億という金は資金の需要額ではなかったのですか。何なんですか。

○田上政府委員 先日三百億円と申したことは、審議会の資料の中に、そういう計画書があったというのを申し上げたのであって、一応公庫を作る前に、北海道の産業振興上、どういう仕事か予想されるかということを検討した際に、それが実現し得るものであるかどうかは別問題としまして、一応考えられるものを集めて、それに対して運営資金がどのくらい要るか、設備資金がどのくらい要るかというふうな大ざっぱな計画を立てたときに、そういう数字が出たというのを申し上げたのでございまして、本年度の資金計画としまして三百億の需要があるということは、申し上げた覚えがないのであります。本年度の資金計画は、公庫ができ上りましてから、さらに具体的に立てていくわけであります。

○岡田委員 大体それが非常におかしいのです。あなたが三百億と審議会で言ったというのは、うそでしょう。二百十億ないし二百四十億ということは言っているけれども、これは桑原課長が言っている。速記録を見ればわかる。三百億なんて言った事実はありませんよ。

それからもう一つは、ことし公庫ができてから資金計画を立てるといふのは、本末転倒ですよ。どれだけの資金計画か、必要な需要額があって、この

計画に基いて、公庫は不足であるけれども、これだけの役割が果せる、こういう答弁にならなければ、十億円のことが出て、それに基いて資金計画を立てるなんと言ったって、そんなことはおとがましい話だ。公庫だけで全体がやれるなら別だけれども、さっきから大臣が、これではとても足りなくて話にならないと言っているように、北海道の事業計画としては、資金が今年度のくらい予定されている、この本年度の予定の中で、十億円の資本金と、その他合せて、八十億円、それでこの役割をどの程度果し得るということとを同なければ、八十億円のこの公庫法が通ってから資金計画は立てます

などと、あなたが答えになっても、それはおとがましい話である。北海道全体の資金計画を、この公庫法なんかで立てられるものではないのですよ。私が伺っているのは、本年度における北海道の資金の需要額、言葉をかえて言うならば、北海道の資金計画はどうなるんだ、この点を伺っている。しかも先ほど三百億というお話があったが、三百億なんて書いてありませんよ。二百四十億円、これは三、四か年の間に必要なんだと言われている。それではことしは幾ら必要なんだということをお私に伺っている。

○田上政府委員 審議会におきましては、いろいろな資料を出しております。従って二百数十億の案もありまして、あるいは三百億の案もありまして、いろいろな案を作りまして、資料として備えておりますから、その点につきましてはいずれにしましても、一応の資料として取り扱ったものでありまして、これは本年度の資金計画と直

接関連するものではない、ということをお申し上げるのであります。

なお本年度の北海道の資金計画につきましては、大蔵省の方でいろいろ資料を整備しておられることと思っておりますので、できればその資料によりまして、別の機会にお答えをいたしたいと思ひます。

○岡田委員 それじゃ今年度の資金計画はあるという意味でございませうか。開発庁としてはあるんですか、ないんですか。

○田上政府委員 資金計画としましては、開発庁にただいまございせん。しかし、これは第二次五カ年計画を立てます際に、当然その資料によって考慮すべき事項が多いかと思ひます。なお北海道における資金は、先ほど岡田委員のお話にもありましたように、決して開発公庫だけが扱うものじゃないことはもちろんであります。むしろ北海道における他の中金でありますとか、あるいは農林漁業金融公庫も活動しておりますし、さらにまた市中銀行もいろいろございまして、これらの各金融機関が、北海道開発のために適当な融資を十分やつてもらいたいというところを期待しておるのであります。むしろ、むしろこれらの機関が、必要な事業に融資し得ないものであって、しかもその事業が本質上、北海道開発のためにきわめて重要であるというものに對しまして、この公庫が動くところ

に、ほんとの公庫の活動の意義がある、こう考えておるのでございまして、従って金融につきましては、単にこの公庫だけではないというお話はごもっともであります。私も同感なのであります。しかし全体の金融の調査

につきましては、ただいままだいたしておりません。後刻大蔵省とも連絡をとりまして、わかります程度の資料がございませうならば、それによってお答えいたしたいと思ひます。

○岡田委員 これは開発庁が非常に怠慢だということを暴露しているわけでしょう。開発庁というものは、北海道の開発の総合的な企画官庁なんだから、大体どれだけの計画を立てるためにはどれだけの資金が必要、こういうことがはっきりなくて、そして開発公庫法なんか出しても、意味はないですよ。さっきから金が足りない、足りない、何ばに比べて足りないかということも聞いています。ただ感じで、何となく足りねえなということも言っても、話にならない。こんなものは総合的な計画がないはずはない。

そこでもう一つ、田上さん、よく聞いてもらいたい。いかにあなたが怠慢であるかというのをはっきりしておきましよう。北海道庁では案を持っておりまして、北海道庁では経済規模の想定というのを作っている。この経済規模の想定によると、三十一年度では設備投資だけでも七百六億円の金が必要といっている。こういう数字を北海道庁は作っているじゃないか。開発庁は明らかに怠慢じゃありませんか。こういう公庫法を出しになるなら、なぜ、こういう数字をはっきりしておかないんですか。やっとなしにするならば、明らかに怠慢ですよ。大臣よく聞いておいて下さい。こういう数字もなければ、北海道庁の方が先に作っているじゃないか。こういう点が第一点。明らか

に怠慢なんです。明らかにしていただきたい。第二次五カ年計画以降の問題じゃない、ことしの点を伺っている。ことしの点までできてないのなら、これは明らかに怠慢だではないかと思ひます。それを出していただくなれば、これだけの資金計画に對して、この公庫法が果してどういう役割を果すか、そういう点が明らかになっていないと、この法案の審議ができません。いかに、この法案の審議の前提になるものなしに、ただ通して下さい、拝みますと言つても、通すわけにいかない。この点が第一。この七百六億円という設備投資は妥当だと思ひますか、あなたどう思ひますか。

○正力国務大臣 先ほど、何かいかに開発庁には企画がないようなお話ですが、りっぱな企画があるのであります。ただ公庫につきましては、あなたの方の意見と意見の相違があります。資金をはっきりきめにくい点があるのであります。だから、それは先ほど次長がたびたび言ったことと同じです。それは意見の相違であります。

○岡田委員 そんな抽象的なことを言われてもだめですよ。それじゃ、さっきの北海道庁の七百六億は妥当であるかどうか。正力さん、そこまではっきり言われるのなら、どうなんですか。

○正力国務大臣 私は見ておりませんから、知りません。ただ、今までのものは八月までかかりますから、開発庁が来年から立てることについては、その上であらうと出すべき筋のものはあつたと思ひます。ただし、公庫についての案は、幾らよくても、これは水かけ論です。意見の相違です。

○岡田委員 あなたは答弁を知らない

十二年度からでありますので、少くとも本年の八月までにはこれを整備しないといふことで、いろいろ資料を整備しておるのであります、その北海道

に、大体投資を、四、五億円あとは融資に使うということであり、事業としてましては、今後期待される十九条の各号に掲げてあるような事業を予想した

備投資というものは、言葉をかえて言うならば、固定資本ですよ。それ以外に、全体の資本金が要るし、資金が要るでしょう。この設備投資に見合うも

進んでいきます段階になります」と、いろいろ資金計画なども具体的に立てられ、また立てた計画がその計画に従って運用され、一そう成果が計画的に、

○田上政府委員　ただいま開銀が設立の北海道の開発公庫法だけがないか、その理由を聞きたいのです。

国会を略視しているかということと言
うんだ。国会を略視している証拠に、こ
れは自民党にだけ与えておいて、社会
自民党にだけ与えておいて、社会党や
その他の者には出さないで、国会を略
視しようとしておるんだ。出せるな
ら、お出しなさいよ。

○田上政府委員 だいたい資料は、
この法案を作る前に一応の参考資料と
して作ったものでありまして、ほんの
参考資料というわけで、特に広く配布
した覚えはないのであります。どうい
う経路を経て御入手になりましたか。
これははつきり申し上げておきます
が、一応の資料として作り上げた
ものであります。しかしながら、今日
この公庫法案になりました、公庫が具
体的に国会の審議にかかっておりま
す。この段階におきまして、これが公庫
の運営の計画だと断定できるような
しかりしたものではないのでござい
ます。従って、この公庫につきま
しては、たびたび申し上げますように、別
途この十九条の条件に従い、あるいは
二十条の業務方法書の方針が確立され
まして、それによって順次事業がきめ
られていく、投融資の具体的な計画が
でき上っていくということになるの
でございます。先ほど来、公庫の場合に
おきまして、当然将来の資金計画を具
体的に立てるべきだという御要請は、よ
くわかるのでありまして、ごもっとも
だと思いますが、しかし日本開発銀行
の場合でも、中金の場合でも、当初に
おきましてはそういう資金確保がで
きないのでございます。新たにきまし
た金融機関としましては、当初におい
てはそういう具体的な計画がでない
ゆえに、これらの銀行においても金融

金庫におきましても、そうした資金計
画がなかったのであります。しかし一
年間運営をいたしていきまして、大体
の方向もきまり、そうしてさらに二
年目からはどういうふうに行うとい
うふうなことの、これはまた資金計画
で、大ワクでございしますが、そうした
一つの見通しをつけながら、計画を樹
立して、運営されていくということ
は、これはまた当然のことでありまして、
その段階になりますと、この北海道開
発公庫も、同じような計画を樹立し得
ることだと思いますが、当初におきま
しては、ただいきなり上げますような
理由で、はつきりした具体的な投融資
の計画をお示しするわけにはいかな
い、こう考えるのでございます。

○岡田委員 お示しするわけにいか
ないと言われるが、これは事実あるじ
やないですか。正力さん、それでいい
のですか。あなたは見せると今言った
でしょう。なぜ見せられないのですか。
大臣が出せると言っておるのに、そ
下の人が出せないと言っておるのだ
よ。あなたはそれでいいのですか。大
臣としての面子がそれで一体立つの
ですか。下の者が言うことを聞かない
じゃないか。しかもあるじゃないか。
お出しなさいよ。参考資料であらう
が、何だろが、お出しなさいよ。もう
一回出すなら出すと、言ったらいい
じゃないか。

○正力国務大臣 私は出さぬとは言わ
ない。資料として……。

○岡田委員 だから、それをお出しな
さい。政府は資料だと言っておる
じゃないか。と呼ぶ者あり。おれの要
求しておるのは資料だ。それはある
じゃないか。と呼ぶ者あり。これは百

億のときのやつだ。どうです。出すで
しょう。もう一回はつきり答弁して下
さい。お出しなさいよ。なぜ出さない
のです。

○正力国務大臣 資料として出します。
〔資料でないものは何があるか〕と
呼ぶ者あり。

○小平(忠)委員 関連して。私はこの
問題について、昨日もきわめて紳士的
に政府当局に質問を申し上げまして、
その所信を承りました。私は理解
できない。さらにこのことは、委員長
に對しても、大体三十一年度の公庫自
体の八十億という投融資計画がないと
いうのでは、どうしてもこの法案の審
議ができないという見地に立って、政
府当局にその資料の提出を私は要求申
上げたのです。同時にこの点につい
て、さらに十分なる了解ができないか
ら、岡田委員からまたたいま重ねてそ
の質疑があつたわけですね。本件に関し
て、ただいま責任者であるところの正
力長官から、これは本案審議のため
に、資料として出すべきであるとい
う見解が明確にされたのであります。と
ころが、これに對して事務局である
田上次長から、これは出せないとい
うことで、責任者である主管大臣と、政
府委員との間の意見の相違がありま
す。すみやかにこの意見を調整して
いくと、大臣が出すということと言
明された以上は、すみやかに出して
いただく。同時に委員長は、これは政府部
内における意見の不統一でありますか
ら、それが統一されるまで、暫時休憩
して下さい。

○田上政府委員 正力大臣からお答え
いたしました通りに、お示しになりま
した財政資金計画は、当時の資料とし

て作ったものでありますから、その点
は、今日でもきまらず公庫がそのように運
用されるものではないような、確定的
なものではあるまいと。ただ、
その当時、法案を作る前に、公庫に関
連した一つの参考資料として作った
ものでありますので、そういう意味にお
きまして、資料として大臣のお話の通
り提出いたします。

○岡田委員 それは正力さんの言った
のと全然違う。あなたが資料として出
しますと言ふのは、この公庫法を提出
したとによって、八十億円の投融資
計画をどういうように出すかと言
たら、あなたは出すと言った。田上さ
んの言っているのは、前の当初案であ
る百億についての投融資計画——何も
そんなものをもらわなくてもいいで
す。そんな投融資計画なら、もらわな
くたって、ここにのるのだから、こん
なものをくれと言っているのじゃない
か。あなたが出しますと言ったのは、
この公庫法案に基いて、これによつて
出された内容を出す、とあなたはさ
きから言っているのじゃないですか。
なぜ出せないのですか。あなたはそれ
を出すと言ったじゃないか。それを田
上さんは出すと言っているのではない
のじゃないですか。あなたはなぜ出
せないのですか。参考資料としてそれ
を出しますと言ったじゃないか。大臣
お答えなさいよ。もう一回言いなさい
よ。計画がなくて何で審議できますか。
○正力国務大臣 先ほど申しました
とく、公庫に対する解釈があなたの方
と違うのです。従って、正確なものは
きまされなくても、大体の見通しぐ
らひは私ではできると思っております。
○岡田委員 だから、大体の見通しに

對しての計画を出すというのでし
ょう。

○正力国務大臣 僕はそうしたいと
思っております。

○岡田委員 はつきり答弁して下さい。
これは速記に残るのだから、は
つきりそういう計画をお出しになると答
弁して下さい。

○正力国務大臣 僕は出したと思
っております。

○岡田委員 出せない場合もあるの
ですか。

○正力国務大臣 それはわかりません。
○岡田委員 わかりないというのはど
ういう意味ですか。計画が立たない
ということですか。計画を立てる能力
がないという意味ですか。それは開
発庁に能力がないということですか。
能力がないから出せないというのです
か。能力がないのじゃない、あるで
しょう。八十億に基く投融資計画を
お出しなさい。

○正力国務大臣 何べん言われても、
出したと思つていただけの事です。
○岡田委員 違うじゃないか。この前
の答弁では、出しますと言っている
のじゃないか。もう一回速記録を
読みましょうか。あなたは出します
と言っておるじゃないか。今度は
出したと思つて、今度は出したと思
つて、下の官僚におどかされて出
さないでいる。下の役人は大臣の言
うことを聞かないようになって
います。あなたはそれでいいですか。
それならあなたはやめたらどう
ですか。〔発言する者あり〕

○廣川委員長 私語を禁じます。
○岡田委員 あなたは出しますと言
つておるじゃないか。今度は出
したいと思つておるの、官僚におど
かされて、出せなくなつてきてい

すか。あなたは大臣の威令行われぬのですか。どうなんですか。この点はきわめてふまじいものである。暫時休憩をして、この扱いについて打ち合せを願いたいと思います。具体的に聞いています。ですから、そのことでは、――委員長に国会の運営について、国会の権威について伺いたい。さきから、初めは出しますとあなたに言っているじゃないか、今になって出したと思えます。さきから、下の官僚からおどかされて、大臣の恥さらしだ。下の者からおどかされて、出した、どうしたらいいんだ。どうしたらいいんだ。これでは委員会として審議はできないです。委員長の権限において出させなさい。なぜ出させないんだ。出させるように言いなさい。はつきり大臣から答弁を求めなさい。このままではわれわれ納得できない。

○廣川委員長 委員長からあなたの意思をお伝えします。

○岡田委員 その答弁をみなの前で求めなさい。

○廣川委員長 お答えいたします。正力閣務大臣より、出したという答弁でございます。

○岡田委員 納得できない。大体常識で考えてもらいなさい。私は、大臣は個人的にきらいな人でないから、率直に言います。いいですか、資本金百億円のときの計画はあつたのです。そうしたら、資本金十億円になったときの計画を出せないということはないでしょう。参考資料にしようが、何にしようが、出せるはずでしょう。しかも公庫法というものを作って、その中で、きのう小平君が質問したように、あなた自身が提案をした管理委員会制度な

どというものもなくなった。そういうように、いろいろな形で制約されて、官僚本位の公庫法案ができようとしているのだ。この官僚本位の公庫法案ができるのについて、投融資計画の内容を示せというのに対して、内容は出せません、と田上次長以下役人の方は言っているんだ。あなたは出したと言っている、なぜ出せない。百億のときの計画が立つのなら、開発庁は十億のときだって立つはずだ。それをあなたは、適当に下の者からなめられて、初めは出しますと言っておきながら、今度は出したと思ひますなどと言っている、下の者に相談しなければならぬという、そんなだらしない大臣だ。たら、私は個人的にあなたは尊敬しておるけれども、それでは今度は侮辱する以外に道はないです。下の者になめられてはいるじゃないか。はつきり出させなさい。あなたの権限において、はつきりさせたらいいじゃないか、言うことを聞かなかったら首を切つたらいいじゃないか。

○正力閣務大臣 百億についてはちゃんと計画が立ったのです。それが十億に減らされたのです。それだものだから、自分は出したと思ひけれども、詳細なところは出せないんじゃないかと思うから、出したと思ひますというので、私の考えは変わりません。

○岡田委員 出すのでしょ。

○正力閣務大臣 それ以上には言わない。出したと思ひだけです。

○岡田委員 お出しなさい。あなたは出すと言っているじゃないですか。

○正力閣務大臣 だから、出したと思ひ。

○岡田委員 だから、出せるので

しょう。

○正力閣務大臣 出したと思ひます。

○岡田委員 出せない場合というのは、どういうことを意味するのですか。出すのでしょ。出しなさい。あなたみんなになめられてはいるのですか。大臣のくせに、下の者になめられて何ですか。あなたは、私は出すと言っている、なぜ出せない。百億のときは計画が立つのなら、開発庁は十億のときだって立つはずだ。それをあなたは、適当に下の者からなめられて、初めは出しますと言っておきながら、今度は出したと思ひますなどと言っている、下の者に相談しなければならぬという、そんなだらしない大臣だ。たら、私は個人的にあなたは尊敬しておるけれども、それでは今度は侮辱する以外に道はないです。下の者になめられてはいるじゃないか。はつきり出させなさい。あなたの権限において、はつきりさせたらいいじゃないか、言うことを聞かなかったら首を切つたらいいじゃないか。

○竹谷委員 議事進行について。ただいま岡田君の発言に関連をいたしましたので、委員会審議上重大な障害にぶつかっております。問題は、大臣の答弁は出すと言ひ、あるいは出したと思ひ、あるいは出さない、どこに焦点があるのかわからない。公庫法案の審議の焦点は、事業計画並びに、これに要する昭和三十一年度の資金計画がなければ、審議が不可能の状態に陥つておられます。従つて、この投融資計画の具体的な、りっぱなものが出るまで、本委員会の審議を中止せられるよう、そういう動議を提出いたします。御採決を願ひます。

○廣川委員長 理事会でよく相談いたしましたと思ひます。（採決々々と呼ぶ者あり）

○岡田委員 動議だから採決しな

い。理事会をやるなら、休憩しなさい。

○廣川委員長 暫時休憩いたします。

午後三時十二分休憩

午後三時十七分開議

○廣川委員長 会議を開きます。

休憩前に引き続き質疑を続行いたします。この際正力閣務大臣より発言を求められております。これを許します。

○正力閣務大臣 先刻私が、出したと思ひますと言つたので、だいたい文句があつたようでありましたが、出したと思ひますというところは、大体のものを出す意味であります。

○岡田委員 それでは、大体あなたの道義的な態度に私は信頼をいたします。もしそれを出さなかった場合に、あなた自身をもう一度追及をいたしますから、これははつきり念を押しておきます。

そうして続いて次の質問に入りたいと思ひますが、ただ一点だけ、出したと思ひというのなら、大体いつごろまでに出したことになるか。法案が通つてから出したのじゃ、しょうがありませんからね。大体いつごろお出しになるのか。その点をはつきり何っておきたいと思ひます。

○正力閣務大臣 法案が通つてから出せば、人を欺いたことになりません。そういうことはいたしません。法案の通る前に出します。

○岡田委員 法案の通る前に出すので

しく申し上げてもいいのですが、時間があまりありませんから、簡単にいたします。初めは開発審議会では経営委員会という名称で、これをあなたに出しました。ところがあなたはこれを調べた結果、答申としては管理委員会という名称に直して、正式に政府提案とすることに決定いたしました。しかもこの管理委員会なり経営委員会を作るに至つた経過を、この審議会の速記録によつて調べてみると、この案を出したのは、そもそも開発庁が出したのだ。開発庁が法制局で調べて――初めは参与会という名称で出したのです。その参与会の性格は、諮問機関にするというところであつた。ところが、これを法制局でどこにおる桑原課長が調べたところ、これは諮問機関ではない、決議機関、決定機関にしなければならぬということで、経営委員会という名称に、開発庁自身が直した。しかも法制局と打ち合せの上で出しておる。ところが突如今度の法案には、経営委員会という制度はなくなつておる。しかも開発庁がこれを出すに當つて、なぜこういう機構、経営委員会なり管理委員会というものを作つのかということの質問に答えて、桑原課長が「これは終戦後のまゝ民主主義思想と言いますか、一つの執行機関に対して一応経営に参加する最高委員の制度がおかれたのであります」と、どう審議会に言つておる。いわゆる民主主義の建前に立つて経営委員会を作るのだと言つておられます。これを取つたということ、民主主義に反対した結果であるというところになるではありませんか。どうですか。そればかりではない。永田委員は――桑原さんもお聞きな

さ

い、あなたばかりが言っているのではないのだから、かような多額の国費を投入する会社のごときでございませうから、これまた株主總會というものがあつたわけでもございませうので、これに一つ公益を代表するといふような意味合いで……」経営委員会を設けたのであります、こう言っています。ここまではっきり言っているではないか。公益代表を入れる必要がなくなつたという理由があるならば、その理由をはっきり言いなさい。民主主義の思想はやめたのだというなら、民主主義をやめて今度はファシズムをやるといふ、それを言いなさい。ここまで理由をつけて言っておきながら民主主義の思想の現われである経営委員会制度をなぜやめたか。法制局と先に打ち合せてこれを出しておきながら、正力さん、なぜあなたは法案として出すときにやめたのですか。あなた自身が経営委員会ではないと言つて出しておいて、しかも第一次案では法律の条文の中にはつきりあるじゃありませんか。第二章管理委員会、第八条、第九条、第十条というふうに、第十七条まであるじゃないか。これをなぜあなたは取りになつたか。大蔵省が反対したからとか、法制局が反対したとかということは、理由にならぬ。なぜならば、法制局に事前に打ち合せてこれを出したのではないか。あとになってやめたという理由は、どういふわけですか。今度は民主主義をやめて、ファシズムをやめるのですか。

○廣川委員長 先ほどの正力國務大臣の答弁によりまして、先般竹谷君より提出されました動議は撤回されたものと御了承を願います。

○正力國務大臣 今のいきさつの詳しいことは、事務当局から言わせませう。

○田上政府委員 経営委員会、管理委員会を廃止したのは非民主的なかといふ御質問でございませう。もちろんこの経営委員会、管理委員会は民主主義的な思想から置かれる制度ではあります、この公庫の場合、管理委員会をやめた理由は、決して非民主的な考え方からやめたものではございませう。むしろ経営委員会を置く必要がない。その必要性がないことのために、これを削除したものでありまして、決して非民主的な考え方からこれを廃止したといふことではないのであります。この経営委員会は、先日もお話が出ました通りに、国鉄だとか、あるいは電電公社等に置かれてあるのであります。しかしながら公庫は、少し国鉄だとか電電公社とは性質が違ふのであります。ほかの同じような国の出資によつてできております公庫におきましては、どの制度にも、どの機関にも、こうした経営委員会というものを置いておりません。先に法制局にこの法案を持って参りました際に、法制局から強い反対があり、大蔵省当局からもたゞいま申しましたような必要がないといふことと、いま一つは、むしろ公庫のようなものに管理委員会を置きまして、理事長あるいは理事の決議機関といふものがあるのに、さらに同じような経営委員会、管理委員会を置きますと、その責任の所在が不明確になるという点と、この二つの理由で削除されたのであります。お説き上げになりました記録のうち、法制局と経済課長が相談をして経営委員会を置いたといふふうな記録がありますが、これは

衆議院の法制局であつて、内閣の法制局ではないのであります。私もこの法案を出します際に、内閣の法制局と相談しましたときに、内閣の法制局の強い反対にあひ、同時にわれわれも、その理由はもっともであると思ひまして、必要がないと認めまして、削除したにすぎないのであります。決して非民主的なものではないのであります。

○岡田委員 しかし、あなたは金融機関だから作る必要はないといふようなことを言われたが、日銀はどうですか。政策委員会というものがあつたやうなですか。それから執行機関との混淆を来たすといふ点は、審議会で問題になっていふます。混淆を来たさないといふ答弁を桑原さんがしています。理事會といふものは、別に理事があつて、理事が執行機関としての役割を果す、これは決議機関であるから、理事長はこの経営委員会なり管理委員会の委員長になる、そういう意味で執行機関との混淆は来たさない、とはつきり言っているじゃありませんか。この速記録をよめなさい。それが初めにどういふ提案をして、間違つたのならば、開発庁が出したのが間違つておると、はつきりお認めになるのですか。お認めになるなら、お認めになるとおっしゃいます。しかも間違つたような案を出して、五月にこの小委員会をやり、六月に小委員会をやり、この経営委員会で三月月やっておる。三月月間も、開発庁が間違つたものを出したことによつて小委員会をやつたのだ。開発庁もだらしなところだといふことが、はつきりわかります。こんなだらしないこととを、今まで開発庁はやっていたのですか。正力さん、そんな間違つたものを

提案して、審議会を三月月もやらしておつたのですか。間違つていたのなら、間違つていたとおっしゃいよ。改めたのなら、なぜ改めたのか。混淆を来たしはしない。日銀に政策委員会といふものがあるのですよ。つけたらいいじゃないか。なぜつけないのですか。

○田上政府委員 お話の通り、長い間北海道開発庁におきまして、あるいは審議会におきまして、経営委員会または管理委員会の問題を練りました、こういう制度を置くのがよいと考へておつたのでございませう。しかしながら、その後先ほど申しましたやうな法制局、あるいは大蔵省のいろいろな意見を聞き、内容を検討いたしてあります。さきに監督的な意味におきましては、主務大臣の監督が十分行き届き得る制度にもなつておりますし、これを廃止した方がベターであるといふ考へで、改正をいたしたのであります。間違つた考へとおっしゃいます。が、まあその当時はこういう制度がよいと考へておつたものを、一応これを廃止した方がよいと考へることは、いろいろな場合によくあることであります。不都合呼ばわりされるのも、まことに遺憾でございませう。しかし、そのした事情で、現在管理委員会も必要がなく、理事者に執行させ、同時にそれを主務大臣が十分監督していきたいといふのが、この法案の建前になつております。

○岡田委員 これはまことに開発庁不明のいたすところですね。初めは一生懸命に作つておいて、あとになって直した方がよいといふので、直した。これはもう不明のいたすところですよ。不明のいたすところだが、そればかり

にとどまつていちゃ進まないから、委員長に協力する意味で少し進みます。今度はおとなしく聞きますから……。

第二次五カ年計画の構想は固まりつつあるといふだけども、北海道庁案では、第二次構想の、先ほどあなたに見せた経済規模の構想といふ構想ができた、開発庁はまだできてない、できていないのは、これは急慢だからできていないのですか、どうなんですか、基本構想でもあるんですか。〔諸般の事情からできないのだよ〕と何ですか、諸般の事情でできないといふなら、どういふ事情ですか。そういう構想があるなら、お示し願ひたいし、ないなら、一つないと言つてもらひたい。少くともきのうのあなたの御答弁によると、自立五カ年計画の案に沿いつつ、しかも第一次五カ年計画の方針に沿つてやつておられますと、こういうことを言われた。ところが一体それならば、具体的にどういふやうな構想になつておるか。端的に一つだけ伺ひますが、人口はどういふやうになるんですか。第一次五カ年計画では三十二年、ことしに六百万になるといふことになつてゐるんだ。ところが第二次五カ年計画では人口はどうなんですか。これは人口すらも計画はないといふなら、開発庁はますます怠慢であるといふことをみんなの前に暴露するだけですよ、人口だけでもおっしゃいよ。

○田上政府委員 岡田委員は人口だけでもおっしゃいとおっしゃいました。が、この人口といふ問題が、第二次五カ年計画の立て方の基礎になると申しても間違ひないやうな重要な問題です。従つて、これを出しますのに、い

ろいろな資料が必要でありますから、人口だけでもいい、その人口を申し上げる段階は、他の関係の資料が整備され、方針が全部確立されたということとを意味するのでございます。それでたびたび申し上げますように、目下その資料を収集いたしまして検討中でございますので、八月までにはこれを整備いたしたい、こう考えております。

○岡田委員 それじゃもう一つ伺っておきますが、自立五カ年計画の線に沿ってやるといふならば、自立五カ年計画の計算方式はコルム方式ですか、コルム方式を採用されるかどうかですか。

○岡田委員 お話の通り、国の経済自立五カ年計画はコルム方式を使っておるのでございます。なお先日岡田さんからお話があったかと思うのでありますが、道庁の方でも、そういう方式を使っている研究をいたしておるようであります。総合計画を立てる上において、最近コルム方式を使うという事は、これは常識でもありません。しかし、これだけでは十分でないものであります。自立五カ年計画あるいは財政の現状から割り出して、下から盛り上げていく資料の立て方もあるわけであります。しかし両方を関連して、コルム方式を使うにしまして、先ほどお話しに出ましたような人口の立て方にしまして、これは一応現状を基礎とした一つのデータの基礎になる数字というものをきめていかなければならぬので、そういう意味におきまして、両方がね合して考えていかなければならぬのではなからうかと考えておるような次第であります。十分

関係方面と検討を加えまして、その上にいたしたいと思っております。○廣川委員 先ほどの岡田君の質問に関連して、大蔵省の説明員の加木木君が発言を求めておりますが、どういたしますか。

○岡田委員 もうちょっと待って下さい。とさきどき息抜きみたいなことをされるので困るじゃありませんか。

○廣川委員 それじゃ後刻でよろしゅうございませう。

○岡田委員 そこで、今岡田さんがおっしゃったように、第二次五カ年計画の計算方式というのは、コルム方式と増加趨勢に基づく積算と両方やるんだ、これは経済企画庁の自立五カ年計画と同じ方式です。それと同じ方式を採用されるのかどうかということ、私は伺っておるのです。

○岡田委員 先ほど申しましたように、今後十分検討いたしましてきめることとしまして、国全体の総合経済開発計画と地域的な経済計画とは、多少事情を異にするわけでござい

ます。関連はきわめて緊密でござい

ますが、やり方について必ずしも同じ方式を使うべきであるかどうかというところにも、もちろん問題もあるかと

思っております。これらにつきま

して、十分各方面の権威者の意見等も集め、正しい方法で、りっぱな第二次五カ年計画を立てたいという希望を持

っているわけでございませう。

○岡田委員 そこで、今のような企画庁と同じ計算方式をとるとするならば、人口を推定することが一番先でな

ければならぬ。そこから計算してい

かなければ出てこないわけですね。その人口すらも、まだできていないという

ことになると、まだ計画はない、計画に

対する作業すらないのだといつても

いい程度ではないかと思う。ところが

北海道庁案では、すでに五百五十万

という一つの案が出ております。これ

に対して開発庁はどういうふうにお考

えになりますか。要当だとお考えにな

りますか。要当でないとおっしゃるの

ですか。それすらも検討していないと

おっしゃるのですか。それすらも検討

していないというのなら、何にもやっ

ていないことにはなるのではありませ

んか。

○岡田委員 北海道庁の方でい

る検討しているという事は存じて

おりますが、五百五十万案というの

は、まだ承認しておらないのであり

ます。その資料ができておりますなら

ば、至急に取寄せまして、十分それ

について検討を加えていきたいと思

います。

○岡田委員 冗談おっしゃいよ。あ

なたのところにこれはいつてい

たのところにこれはいつてい

る。経済規模の想定、これは五百五十

万の案です。この五百五十万の案の資

料を開発庁は持っているでしょう。私

は開発庁からもらったのではないかと

海道庁からももらったのではないかと

あなたの方へもいつておりますよ。こ

れが妥当であるか、ないかということ

を聞いていますのですよ。あなたが知

なければ、下の人に聞いてからお答え

なさい。五百五十万が妥当かどうか、

というのを聞いていますのですよ。

○岡田委員 資料は参っておらな

いようであります。至急に取寄せま

して検討を加えます。

○岡田委員 そういふことをおっしゃ

るのはおやめなさい。開発庁は五百五

十

万の道庁案を持っておりますよ。何

課か知りませんが、検討してい

るはずですよ。それじゃ伺います。持

っていないなら、持っているでないの

だが、五百五十万は妥当かどうか、

検討しなければならぬよ」と呼ぶ者

あり。そういうことを検討しなければ

ならないのなら、コルム方式の一番基

礎になる五百五十万が妥当であるかど

うかというところをわからぬというこ

とやら、笑われますよ。開発庁は何を

やっているのですか。何をやる

のですか。

○岡田委員 先ほど来申し上げて

おりますように、目下検討中ござい

的な問題を聞きましよう。業務方法書の内容を聞かして下さい。もしお話しにならないなら、私が読みましようか。

○岡田委員 業務方法書につきましては、この公庫の運営上きわめて重要な問題であり、公庫自体がこれを作成したとして主務大臣の認可を受けることになっておられることは、御承知のことです。従って、これは公庫が一応作るべきものでございまして、私もそれが作るというとは、建前からしまして、いたすべきことではないのでございまして。ただ業務方法書がきまると、当然主務大臣の認可を要するので、その認可の過程におきまして、今日から内容をいろいろ検討していく必要はございまして、いろいろ意味におきまして、いろいろ案を検討いたしておるのでございまして。

○岡田委員 しかし公庫が作るのではないのです、政令で記載すべき事項をきめるのです。ですから、開発庁と大蔵省で話し合っているではありませんか。御迷惑をかけてはいけなから、言っておくが、私が持っている資料は、開発庁から持ってきたものではありません。あるところから入っているのです。読んでみましようか。(全部読め)と呼ぶ者あり。全部読むと、長くなってしまうが、だから、私が読む前に、あなたの方で御説明なさいよ。できないですか。政令で記載すべき事項ですから、当然作らなければならぬ、どうですか。

○桑原説明員 それでは岡田委員の御質問に対して簡単に回答いたします。開発公庫の業務方法書の政令によって記載すべき事項、たとえば投資条件とか、貸付条件、それから出資に關する条件というものは、政令をもちいて規定いたします。しかしながら、その内容は公庫の理事者がみずからきめまして、大蔵大臣と開発庁長官に認可を受けることになっております。なお、目下大蔵省と開発庁と検討している案が、いかなる手を経て岡田先生の手に渡ったか、つまりばかにいたしません、私の方としては内部的に今検討している、こういう点だけ申し上げておきます。

○岡田委員 それじゃ具体的に伺います。投資、融資、債務保証と三つあるのですが、債務保証はことしやらないことは一応わかったので、投資の場合の条件、融資の場合の条件を具体的に伺いたいと思ひます。私の聞いています限りでは、投資の場合では五千万円以上の会社で、その五千万円の会社の株の半額以内を投資するという事になっておられます。それから融資の場合には、一千万円以上の会社でなければ融資をしない。そして政府機関その他の特殊銀行等がすでに融資をしている事業体に対しては投資をしない、こういうことになっておられるようですが、この点はどうかでございますか。

○桑原説明員 いろいろとまかい点について目下検討中でございますが、投資すべき条件は、融資に比べても、七割にすぎない、五割にすぎない、目下検討中でございます。なお資本金の点につきましては、大蔵省あるいは関係方面と十分協議を繰り返した上で、きめたいと思っております。

○岡田委員 それから第三段の、今伺ったような中小企業金融公庫とか、その他の政府金融機関からすでに融資を受けている場合には、それは投資の対象にならないという規定が入っているはずですが、その点はいかがでございますか。

○桑原説明員 その点につきましては、公庫法案がきまるときに、各省次官会議の了承として一応決定しております。その通りでございます。

○岡田委員 それでは、一千万円以上で、中小企業金融公庫からの融資をもらえないということになると、この法案に基くところの八十億円の投資資というものは、大資本だけに投資資をするという形になってくることは明らかである。これは、明らかに独占資本の率仕のために作っている法案だということになる。そういうことが明らかになっている点と、それから一千万円以上の会社が北海道に幾らあるか、調べたことがありますか、あるならお答え願ひたい。

○桑原説明員 第一の点は、これは基本方針と申しますか、中小企業も北海道において育成する必要があると思ひます。同時に、内地の大資本の供給によりまして北海道の事業の開発をやることは、これはきわめて当然なこととございまして、開発公庫としてはそういう任務に立つて進んでいきたいと思っております。

○岡田委員 大体私の調べておりますのは二百五十社くらいです。二百五十社の中で、中小企業金融公庫あるいは開発銀行その他の政府金融機関から借りているものを除くと、融資の対象

になります一千万円以上の会社は、残念ながら、ほとんどないでしよう。そうなるだろうと思ひますが、この法案を出すのに、そういう点を調べておられないのですか、それじゃ實際活動できないじゃないやしませんか。

○桑原説明員 それは、今後北海道においてそういう会社ができることが望ましいという意味でございます。

○岡田委員 これは民間が作るのだから、何ぼ望ましいと言ったって、なければしょうがないじゃないですか。

○桑原説明員 そのために、金利もできるだけ低く、かつ融資期限も開銀等より長くしてあるわけでございまして。

○岡田委員 金利の話が出ましたから伺いますが、金利は割以内ということになっておられる。ところが前の案では年九分となつておられる。それが今度割以内と書きかえられております。それはどういう理由ですか。最近金利がどんどん下つていくときで、開銀銀行です。金利は高いじゃないですか。こんなものならだれも借りませんよ。

○桑原説明員 割以内ということとは、九分も当然含んでおるのでございまして。

○岡田委員 出資に対しては、資本金は、五割以内の額として、原則として五千万円とする。貸付の場合は設備資金と運転資金と別にしていますね。この別にしては、前の案では金利について、低品位炭利用加圧式製塩工業の場合は、設備資金は年九分とか、それから低品位炭の石炭乾留工業の場合は、設備の場合は八分、運転資金が九分、償還が十年以内、あるいは

運転資金の場合五年とか、詳細なものが実は前にはあったわけですが、今度それを落したのは、一体どういうわけですか。

○桑原説明員 それは先ほどから申し上げましたように、目下検討中の案が、いずこの手からでありまして、岡田委員の方に渡りまして、要するに、審議の経過を表明したいと思ひます。いうように了承願ひたいと思ひます。

○岡田委員 正力さん、こういうのを聞いていますか。――それでもっと伺いますが、債務保証の対象になる会社は、原則として大体どのくらい、幾らになるのですか、一千万円以上のものに限るということになっておられるようですが、この点いかがですか。

○桑原説明員 それは目下検討中でありまして。

○岡田委員 きまつてないのですか。

○桑原説明員 さようでございます。

ないのですか。

○桑原説明員 再々申し上げますが、この案そのものは目下検討中でございますから、さう御了承願います。

○岡田委員 それじゃ、これはいつごろきまるのですか。

○桑原説明員 これは公庫が発足しましてから、公庫の理事者から主務大臣に認可の申請がございます。そして主務大臣が認可したときに決定いたします。

○岡田委員 しかしこれは政令で定めるのですから、政令は先にきめておかなければならぬ。法案に関連して政令がでるのだから、発足すると同時にできるのじゃないでしょうか。

○桑原説明員 政令できめますのは、先ほど申し上げましたように、出資に関する基準とか、貸付条件とか、債務保証に関する基準とか、業務委託に関する基準という、業務方法書で定めるべき大綱だけが政令できまるわけでありまして。政令の案は、何でもございまして、明日出してもよろしいでございます。

○岡田委員 じゃ、その政令の案は出し願いたいと思ひます。しかし、業務方法書はあなたの方できめるのでしよう。きめるのでないなら、何も打ち合せる必要はない。違ひののですか。

○桑原説明員 政令案は明日の午後ならば間に合うと思ひます。しかしながら、その内容は、その政令に基いて公庫の理事者がきめることとございます。

○岡田委員 理事がきめるかもしれないけれども、事実あなたの方で打ち合せているのでしよう。方法書の内容はあつて、あなたの方は理事長がきめると言うけれども、案を作つて

おいて、開発庁が公庫に対して押しつけるのですよ、これでやりなさいと言つて。そのためにこれを作っているのですよ。

○桑原説明員 それは目下われわれとしても考え方を検討しているわけでございます。

○岡田委員 これは新聞にも出ています。北海道の新聞に全部出ています。私は秘密文書を持っておるのではないのです。新聞に出ておるんだから、これと同じものを資料として全委員に配付して下さいな。

○岡田委員 岡田委員から、業務方法書の詳細について、その案の内容についていろいろお尋ねがございまして、これは御承知の通り開発庁におきまして、経済課を中心として関係各省の事務当局と折衝して検討いたしておるのであります。従つて、業務方法書に掲載すべき事項を政令で定めるにしまして、政令案としての手続も必要なんでございます。これは一応事務当局におきまして各省と意見の交換をしながら、一応の案を作つたという内容でございますので、まだ庁議としまして——開発庁なら開発庁の庁議、あるいは大蔵省としまして、これを正式に上司まで通しまして、そうしてそれによって決定して政令案となるべきものでございまして、従つて、たびたび経済課長からお答えをいたしております通りに、目下検討中の案の原案でございますので、さうに御了解をお願いしたいと思います。

○岡田委員 しかし、これはあるのではありません。事実あるのだし、私は迷惑をかけてはいかぬから、言つておきますが、これは開発庁からもらったのでは

ないのです。はつきり言つておきます。岡田さん、心配はない、経済課から出ておるのじゃない、ほかの方から出ておるのですから。だから、そういうふうな大蔵省の他の打ち合せて今案ができておる、その案をお出し下さい。お出しになるでしよう。そうでなければ、審議できないじゃないですか。先ほどの投融資計画の内容だつて、出すのか、出さないのかわからな

いような——最後に出すようになったが、お出しになったらいいでしよう。大臣、出さして下さい。一つ答弁をして下さい。

○正力国務大臣 それはけっこうです。やらせませう。

○岡田委員 やらせませうね。

○廣川委員 此の際、大蔵省の説明員より発言を求められております。これを許します。

○加治木説明員 業務方法書は、実はさくばらんに申し上げますと、大蔵省の所管は、銀行局の特殊金融課に属すると思ひますが、まだ、私のところまで相談を受けておる段階でありまして、局議にもかけませんし、省議にもかけておりません。従つて、主計局、理財局等との打ち合せも済んでおりませんので、こういった公けの場所に公表するのは、大蔵省としては立場上ちよつとお引受けいたしかねるのであります。ただいま大臣から御答弁がありましたが、全く事務的な御答弁になります。大蔵省としてはそういう状況であります。

○岡田委員 事務的なことでみんな出さないのだ。事務官というのは、何でも属するが習性です。生まれつきでございまして。役所というものは、そ

ういうものなんです。何でも秘密々で、ないしよにして、國民の知らないところでやつてしまふのだ。だから、私はあなたの方に出してもらわなくても、何だつたら、私の方で刷つてみんなに回しますよ。大蔵省が出さぬというなら、刷つてみんなに回しますよ。

○正力国務大臣 いや、出しますよ。

○岡田委員 お出しなさい、暫定案でも、参考資料でもいいですよ。お出しなさい。そうでなければ、審議できないのです。

○廣川委員 加治木説明員に伺いますが、なおまだ発言はございませうか……。

○岡田委員 それじゃ、私はまだありますが、明日お出しになる政令の資料、並びにこれに対しても、出されまして上で、またいろいろ伺いたいと思ひます。きょうは一応残余の点は留保いたします。

○廣川委員 ちよつとお諮りします。このあとすぐ理事会を開きたいと思ひますから、理事の方はお残りを願ひます。

本日の質疑はこの程度にいたして散会いたします。次会は公報をもつてお知らせいたします。

午後四時一分散会